

## 宇宙政策委員会の運営について

宇宙政策委員会  
平成 24 年 7 月 31 日  
改正 平成 27 年 5 月 11 日

宇宙政策委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きその他委員会の運営に必要な事項は、宇宙政策委員会令(平成 24 年政令第 186 号)に定めるもののほか、以下のとおりとする。

### 1. 議事の公開について

#### (1) 審議の内容等の公表

議事は原則として非公開とする。委員会における審議の内容等につき、委員会終了後、遅滞なく、プレスブリーフィングを行う。

#### (2) 議事要旨

委員会の終了後、速やかに委員会の議事要旨を作成し、これを公表する。

#### (3) 議事録

委員会の議事録を作成し、各委員に諮った上で、一定期間を経過した後これを公表する。

### 2. 配付資料の公開について

委員会で配布された資料は、原則として公開する。

### 3. 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会の運営について

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会の運営については別に定める。

### 4. その他

前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。